

「今後の都市部におけるコミュニティのあり方に関する研究会」報告書(抜粋)

3. 今後の都市部のコミュニティのあり方について

(4) 個人情報保護に配慮した要援護者支援

- ・要支援者情報を預託する先として、自治会・町内会への期待が高い。ただし、個人情報の管理の考え方が課題として挙がっている。
- ・国の制度変更などを踏まえ、高齢者、障がい者といった要支援者に対し、自治会・町内会がどのように関わることができるのか、特に適切な名簿管理のあり方といった視点から考える必要がある。

4. まとめ

(1) 住みよい地域づくりに対する自治会・町内会の役割の重要性

- ・事例に見られるように、大規模な災害時には、行政の支援が間に合わない発災当初の助け合いとして、自治会・町内会が炊き出しや避難施設を運営する等、主体的に取り組んでいた。都市部の防災に対して自治会・町内会が果たす役割も重要といえる。

(2) 残された検討課題

② 災害弱者の名簿を自治会・町内会が所有することについて

- ・国においては、災害対策基本法の一部改正(平成25年6月21日公布)によって、避難行動要支援者名簿の作成が市町村長に義務づけられるとともに、当該名簿情報を自治会・町内会を含む避難支援等の実施に携わる関係者に提供するものとされている。自治会・町内会に対する災害弱者への支援及び名簿保有への期待は高まっている。
- ・しかし、各自治会・町内会においては、市町村から提供される名簿情報はもちろんのこと、個人情報保護の観点から自ら名簿を作成し管理することの不安が大きいことが判明。
- ・自治会・町内会の現場において居住者名簿などの個人情報の取り扱いがスムーズに行われるよう、更なる検討を行う必要がある。

(3) 今後、採るべきコミュニティ施策

② マンション住民と地域とのつながり、個人情報保護対策についての対応

- ・今後、(中略)個人情報保護対策の分野の課題への対応措置についてより研究を深めるべきである。
- ・個人情報保護対策については、自治会・町内会の現場において居住者名簿などの個人情報の取り扱いがスムーズに行われるよう、自治会・町内会における名簿の作成・管理方法の手引きとなる指針作成や各市町村の個人情報保護条例の作成・運用について丁寧な情報提供をすることが考えられる。

災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号) による改正後の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

第三節 避難行動要支援者名簿の作成等

(避難行動要支援者名簿の作成)

第四十九条の十 市町村長は、当該市町村に居住する要配慮者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であつて、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するもの（以下「避難行動要支援者」という。）の把握に努めるとともに、地域防災計画の定めるところにより、避難行動要支援者について避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置（以下「避難支援等」という。）を実施するための基礎とする名簿（以下この条及び次条第一項において「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しておかなければならない。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録するものとする。

- 一 氏名
- 二 生年月日
- 三 性別
- 四 住所又は居所
- 五 電話番号その他の連絡先
- 六 避難支援等を必要とする事由
- 七 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市町村長が必要と認める事項

3 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成に必要な限度で、その保有する要配慮者の氏名その他の要配慮者に関する情報を、その保有に当たつて特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

4 市町村長は、第一項の規定による避難行動要支援者名簿の作成のため必要があると認めるときは、関係都道府県知事その他の者に対して、要配慮者に関する情報の提供を求めることができる。

災害対策基本法等の一部を改正する法律(平成25年法律第54号) による改正後の災害対策基本法(昭和36年法律第223号)

(名簿情報の利用及び提供)

第四十九条の十一 市町村長は、避難支援等の実施に必要な限度で、前条第一項の規定により作成した避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報（以下「名簿情報」という。）を、その保有に当たって特定された利用の目的以外の目的のために内部で利用することができる。

2 市町村長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、地域防災計画の定めるところにより、消防機関、都道府県警察、民生委員法（昭和二十三年法律第百九十八号）に定める民生委員、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百九条第一項に規定する市町村社会福祉協議会、自主防災組織その他の避難支援等の実施に携わる関係者（次項において「避難支援等関係者」という。）に対し、名簿情報を提供するものとする。ただし、当該市町村の条例に特別の定めがある場合を除き、名簿情報を提供することについて本人（当該名簿情報によつて識別される特定の個人をいう。次項において同じ。）の同意が得られない場合は、この限りでない。

3 市町村長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合においては、名簿情報を提供することについて本人の同意を得ることを要しない。

(名簿情報を提供する場合における配慮)

第四十九条の十二 市町村長は、前条第二項又は第三項の規定により名簿情報を提供するときは、地域防災計画の定めるところにより、名簿情報の提供を受ける者に対して名簿情報の漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう求めることその他の当該名簿情報に係る避難行動要支援者及び第三者の権利利益を保護するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第四十九条の十三 第四十九条の十一第二項若しくは第三項の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員）若しくはその職員その他の当該名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であつた者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

市から地域団体への要援護者名簿の提供（福岡市）

【概要】

- 福岡市では個人情報保護条例に基づく審議会への諮問を経て、「福岡市災害時要援護者避難支援対策に関する取組方針(全体計画)」を策定し、災害時要援護者の個人情報の共有や活用の範囲を定めて要援護者支援体制の構築に活かしている。
- 具体的には「情報提供同意書」による同意を得た要援護者の情報を民生委員や地域の支援組織の代表者と共有している。
- 同意書未提出の要援護者分についても、平常時の使用を認めず、災害発生時の避難支援にのみ活用する条件のもと、民生委員や地域の支援組織の代表者と名簿を提供・共有することで、発災時の迅速な避難支援が可能な体制を構築している。

- ① 災害発生時に備えて、担当民生委員に加えて、市と覚書を締結した地域の支援組織の代表者に限って「情報提供同意書未提出者名簿」（別添参照）を提供し、平常時の使用は認めない。
- ② ただし、町内ごとの情報提供同意書未提出者の人数及びその性別については、個人の特定に至らない範囲の情報であるため、この限りではなく、平常時から、災害時の避難支援活動への備えに必要な範囲での共有及び活用を可能とする。

地域は、②の情報を平常時から共有することにより、災害時に情報提供同意書未提出者の避難支援を実施するために必要な人員を予め確保し、災害に備えることができる。

災害発生時には、地域は支援組織の代表者が保有する情報提供同意書未提出者の情報を活用し、情報提供同意書未提出者の避難支援に迅速に臨むことができる。

運用にあたっての対策等

◆ 情報漏洩防止策

地域に提供した情報の漏洩を防止するため、現状においても市と地域が覚書を締結しているが、このたび、新たに地域に情報提供同意書未提出者の情報を提供しようとすることから、以下の方法で、より強固に情報漏洩を防止しようとするものである。

- ① 地域への個人情報提供に際しては、地域の支援組織の代表者との覚書締結と併せて、地域の支援組織を構成する各機関・団体の代表者からの、個人情報保護に関する誓約書の提出も必要とする。
- ② 市から情報提供同意書未提出者の情報の提供を受けた地域の支援組織の代表者に対しては、毎年度、個人情報保護に関する研修会を開催し、目的外利用の防止や厳重な施錠・保管など、情報漏洩防止について周知徹底を図る。

◆ 情報活用が可能となる災害の目安

情報提供同意書未提出者の個人情報活用可能となるのは「大規模災害発生時」に限られるが、その目安については、以下を基本原則としたい。

- ① 当該地域に避難準備情報、避難勧告、避難指示が出された場合
- ② 福岡市内に震度5強以上の地震が発生し、避難支援の必要がある場合

参考

◆ 発令時の状況

- ・避難準備情報
人的被害の発生する可能性が高まった状況
- ・避難勧告
人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況
- ・避難指示
人的被害の発生する可能性が非常に高いと判断された状況
または、人的被害が発生した状況

◆ 震度5強の被害の想定

- ・物につかまらないと歩くことが難しい。
- ・棚にある食器類や本で落ちる物が多くなる。
- ・固定していない家具が倒れることがある。
- ・補強されていないブロック塀が崩れることがある。

出典：福岡市HP

www.city.fukuoka.lg.jp/data/open/cnt/3/2846/1/231201siryou.pdf

災害弱者等の名簿保有の問題を中心とした防災面における 自治会・町内会の役割について

【主な論点】

- 行政が災害弱者等の個人情報地域に委ねる場合のルールをどのように定めるべきか。
 - 個人情報の預託に際し、自治会等に対して、厳格な手続きを求めないことで、預託が進んでいる例がみられる（横浜市等）。預託に際しての書類や継続的な管理状況の報告等について、ルールと運用のバランスのとり方はどのように考えるべきか。
- 個人情報の委託先としての地域団体をどう位置づけるべきか。
 - 災害対策基本法の改正により、地域団体への個人情報の預託について、法的根拠が整備されたところであるが、その一方で、任意団体である地域団体を、個人情報の預託先として条例で位置づけることにより預託が進む例もみられる。
- 自治会等において災害弱者等の名簿といった個人情報の作成・管理を行いやすくする方策として何が考えられるか。
 - 日頃からの住民同士の関係づくりや災害対応の仕組みづくりができていない自治会では、預託した名簿情報を活用できない例もみられる。自治会の活動全体を活発化する支援策と併せて考えていくべきではないか。
- その他、防災面における自治会・町内会の役割としてこういったものが考えられるか。